

生活・環境

環境・害虫・ペット

生活環境

▶環境政策課環境政策係

工場等からの騒音・振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭等で困りの方、所有者が分からない土地からの樹木の越境や雑草の繁茂等でお困りの方は、ご相談ください。

近隣トラブルを起こさないためには、お互いに迷惑をかけない心づかいが大切です。

害虫等の駆除

▶環境政策課環境政策係

ご家庭の害虫等でお困りの方は、ご相談ください。専門の駆除業者を紹介する公益団体をご案内いたします。

外来生物の防除

▶環境政策課環境政策係

自然環境や生態系の保全、農産物被害、感染症被害等を未然に防止することを目的に、外来生物の防除を行っています。

・アライグマ・ハクビシン

市民の皆さんからの目撃・被害情報をもとに箱わなを設置し、アライグマとハクビシンを防除しています。

目撃された方、被害を受けている方は、ご連絡ください。

・クビアカツヤカミキリ（成虫発生時期：6月～8月頃）

成虫のクビアカツヤカミキリを見つけたら、被害の拡大を防ぐため、その場で踏みつぶすなどの駆除にご協力ください。

・ネズミ、害虫など

ネズミ、害虫などの有害生物にお困りでどこの専門業者に相談していいかわからない場合は、公益社団法人東京都ペストコントロール協会にご相談ください。ご相談いただくと近くの専門業者を紹介してもらえます（有償）。

▶公益社団法人 ペストコントロール協会

東京都千代田区鍛冶町2-9-5 東園ビル4階

TEL 03-3254-0014

（平日 9時から17時まで）

犬の登録と予防注射

▶健康課健康管理係

狂犬病予防法により、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に、登録申請をし、鑑札の交付を受けなければならないと定められています。

また、狂犬病予防注射についても、生後91日以上の子犬を所有する者は、その犬について毎年1回、4月から6月までに狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けなければなりません。

ごみ・リサイクル

ごみの出し方

▶ごみ減量対策課ごみ減量対策係・リサイクルセンター係

福生市では、家庭から出るごみについては戸別収集を行っています。収集日及びごみの出し方はごみ・リサイクルカレンダーをご確認いただき、朝8時までに出してください。

ごみ・リサイクルカレンダーには、全戸配布用、集合住宅用（集積所掲示用ポスター）、声のごみ・リサイクルカレンダーがあります。

■分別の手引き

・福生ごみナビ（LINE）

LINEを活用した大変便利な「福生ごみナビ」をご利用いただけます。18言語に対応し、ごみの写真を撮影してLINEで送るだけでAIが分別方法等を案内します。

※個人情報送信しないでください。

登録はコチラから →



・冊子、リーフレット

ごみ・資源分別一覧（日本語のみ）、ごみと資源の分け方・出し方（9言語に対応）があり、市ホームページからご覧いただけます。

市ホームページ →



■ごみに関するすべての問合せや申込み

ごみ減量対策課 ごみ総合受付センター

TEL 552-1621

（平日 8時30分から17時まで ※年末年始除く）

【粗大ごみはインターネット申込みがおすすめ】

（24時間365日）



上下水道

上水道のことは

水道の業務は東京都水道局が行っています。

■水道業務に関する電話受付

【東京都水道局 お客さまセンター】

電話番号	TEL 0570-091-100 (ナビダイヤル) TEL 042-548-5110 (固定電話) FAX 042-548-5115
受付時間	日・祝日を除く 午前8時30分～午後8時

※漏水事故などの緊急のご用件については、全日24時間受け付けています。

下水道が詰まった場合は

▶道路下水道課下水道係

下水道が詰まった場合、福生市が管理している公共汚水ますから道路側が原因の場合は福生市で対応いたします。また、宅地側が原因の詰まりの場合も業者を紹介することができますので、市ホームページをご覧ください。道路下水道課下水道係までお問い合わせください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/city/1017110/1017134.html>

ご家庭の排水設備の工事は

▶道路下水道課下水道係

家の新築や増築、トイレの水洗化などで排水設備を工事する場合は、法令などで定められた基準に従って施工されなければなりません。市ではこの法令などに沿った工事のできる店を「下水道排水設備指定工事店」（以下「指定工事店」）と定め、指定工事店以外では工事ができないようになっています。

また、工事の際には事前に「排水設備新設等計画書」を、その工事が完了したときは「完了届」と「使用開始届」などを市に届け出る規則になっています。指定工事店では、これらの手続きも代行しています。

なお、指定工事店につきましては、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/city/1017110/1017140.html>

下水道使用料

▶道路下水道課下水道係

公共下水道が完備した区域では、下水道施設の維持管理や下水処理に係る費用の一部を負担していただくために、水道水等の使用水量に応じて納めていただいています。また、井戸水等は別に算定します。

雨水浸透ますと雨水貯留槽の設置費の助成金

▶道路下水道課下水道係

福生市では雨水の流出抑制と地下水の涵養の観点から、雨水の宅地内浸透のお願いと次のような助成金制度を行っています。

■雨水浸透施設設置助成金

屋根に降った雨水を雨どいを通してますに落とし、地中に浸透させる雨水浸透ます新設のための工事費に対する助成金交付の制度です。

助成金額は、標準工事費の90%です（諸経費は除く。

1,000円未満切り捨てで最大40万円まで。）。

※条件あり

■雨水貯留設置助成金

屋根に降った雨水を雨どいを通してタンクに貯める雨水貯留槽の購入費に対する助成金交付の制度です。

雨水貯留槽本体購入価格（消費税込）の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て）の助成をします。助成限度額は5万円です。

助成の条件等は、市ホームページをご覧ください。道路下水道課下水道係までお問い合わせください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/city/1017110/1017145.html>

土地・道路・住宅

都市計画について

▶まちづくり計画課計画係

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用や、都市施設の整備等に関する計画で、これに基づき適正な制限のもとに土地利用を行います。

この都市計画の指定状況について、閲覧ができます。

福生市宅地開発等指導要綱について

▶まちづくり計画課計画係

無秩序な宅地開発を防止し、集合住宅及び中高層建築物による地域住民への被害を排除するため、一定規模以上の建物の建築及び開発行為を行う場合は、福生市宅地開発等指導要綱に基づく協議が必要です。

地区計画地区について

▶まちづくり計画課計画係

次の6地区は、それぞれの地区の将来像に向けてまちづくりを進める地区です。これらの地区で家屋の新築・改築等を行う場合は、着工の30日前までに届出が必要です。

①地区計画地区（シルク台地区）

この地区は、市の活性化の拠点にふさわしい公共公益施設の整備をするとともに、これとの整合性のとれた良好な住環境を保全育成する地区です。

②地区計画地区（拝島駅南口地区）

この地区は、福生市の東の玄関口としてにぎわいと交流を育むまちづくりを推進する地区です。この地区で家屋の新築・改築等を行う場合は、上記届出の他、ガイドラインに基づき拝島駅南口地区まちづくり委員会に対しても届出が必要です。

③地区計画地区（福東地区）

この地区は、特定緊急輸送道路に指定されている新五日市街道に隣接しており、災害時対応施設である防災食育センターが整備された福東地区の防災拠点です。

④地区計画地区（富士見通り地区）

この地区は、富士見通りの整備に合わせ市の中心的な商業地区として安全で快適な商店街、国際色豊かな景観形成による魅力にあふれるまちを目指す地区です。

⑤地区計画地区（武蔵野工業線及び志茂中央線沿線地区）

この地区は、都市計画道路の整備に合わせ沿道の土地の適正かつ有効な利用を図り、日常生活利便性の向上を目指すとともに周辺の住宅地と調和のとれた良好な市街地の形成を目指す地区です。

⑥地区計画地区（福生駅西口地区）

この地区は、敷地の共同化や土地の高度利用等多様な都市機能の導入により、福生の顔としてふさわしい魅力的な複合市街地の形成を目指す地区です。

生産緑地について

▶まちづくり計画課計画係

都市における農地等の適正な保全を図ることを目的とし、生産緑地を指定しています。

農地について

▶シティセールス推進課産業活性化グループ

農業委員会を設置し、農地に関する相談、農地転用の届出及び各種証明書の発行を行っています。

都市計画図等の販売は

▶まちづくり計画課計画係

1/10,000白図、1/5,000白図、1/5,000都市計画図の販売をしています。

希望者には、会計課にて販売しています。

都市計画証明の発行について

▶まちづくり計画課計画係

建築確認申請等に必要、区域区分・用途地域・都市計画施設等について証明します。

国土利用計画法について

▶まちづくり計画課計画係

乱開発や無秩序な土地利用を防止するため、2,000㎡以上（買いの一団）の土地を取引したときは、契約締結日から2週間以内に利用目的などの届出が必要です。

個人住宅の耐震化への支援について

▶まちづくり計画課計画係

- ①診断機関による耐震診断を行う場合、診断費用の一部を助成します。
- ②耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断され、耐震改修等を行う場合、耐震改修等に要する費用の一部を助成します。

ブロック塀等の安全対策への支援について

▶まちづくり計画課計画係

地震発生時に倒壊の恐れのある避難路に面するブロック塀等の安全対策（除却、建替え）を行う場合、工事費用の一部を助成します。

空き家住宅除却費用の助成について

▶まちづくり計画課住宅係

安全で安心なまちづくりを目的に、老朽化した空き家住宅の除却工事費用の一部を助成します。

景観影響行為について

▶まちづくり計画課計画係

良好な景観を形成するため、景観の形成に大きな影響を及ぼす行為を行う場合、まちづくり景観条例に基づき届出が必要です。

開発許可について

▶東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課

（立川合同庁舎2階）TEL 548-2040

建築物の建設目的で行う、500㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合、無秩序な開発を抑制するため、申請が必要です。

東京における自然の保護と回復に関する 条例について

▶東京都環境局多摩環境事務所自然環境課 (立川合同庁舎3階) TEL 521-4809

自然環境に及ぼす影響の大きい1,000㎡以上の土地の開発や建築計画に際し、自然環境の保全に配慮した計画にしてください。開発規制や緑化指導を行っています。

玉川上水景観基本軸指定地域内の特定 行為の届出について

▶東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 街並み景観担当 TEL 03-5321-1111(代)

東京都は玉川上水の中心から両側それぞれ100m内の区域を玉川上水景観基本軸として指定しました。この区域内で景観に特に大きく影響を与える行為を行う事業者の方は、景観への配慮の状況等の届出が必要です。

不動産業者との取引に関する相談、宅 地建物取引業者名簿の閲覧

▶東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課 TEL 03-5321-1111(代)

東京都が実施している相談窓口です。詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/fudosan/torihiki/300soudan>

土地の先買い制度

▶まちづくり計画課用地係

一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとするときは（売買や交換など）譲渡しようとする日の3週間前までに市長に届出する必要があります（一定規模以上の土地とは、都市計画施設等の区域内に所在する土地〔都市計画道路決定、公園決定区域等〕のうち、200㎡以上、その他都市計画区域内の土地のうち、市街化区域では5,000㎡以上の土地です。）。また、一定規模以上の土地について、地方公共団体等による買取りを希望するときは、市長に「土地買取希望申出書」によりその旨を申し出ることができます（一定規模以上の土地とは、都市計画施設等の区域内の土地その他都市計画区域内の土地のうち、市街化区域では100㎡以上、市街化区域以外の区域では200㎡以上の土地です。）。

地価公示価格等の閲覧

▶まちづくり計画課用地係

土地の取引が正常な価格で行われるようにとの趣旨で、毎年1回、地価公示価格及び東京都基準地価がそれぞれ公表されています。これらの所在地、価格等を掲載したものが、本庁舎第一棟1階・3階、市ホームページで閲覧できます。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/cityplan/land/1003619.html>

屋外広告物

▶道路下水道課管理・交通安全対策係

屋外に広告塔や広告板等の広告物を出すときは、許可が必要です。必ず届け出てください。

長期優良住宅取得推進事業について

▶まちづくり計画課住宅係

市内に新たに長期優良住宅を取得して居住する子育て世帯に対して最長5年間、家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額を助成金として交付しています。

新築・増改築のときは建築確認申請

▶東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課 (青梅合同庁舎内) TEL 0428-23-3735

建物を建てるには、建物の内容、大きさ、立地条件等によって、いろいろな制限があります。工事を始める前に建築主事の確認を受けることが必要です。

市道幅員証明

▶道路下水道課管理・交通安全対策係

家の新築をするときなどに必要な道路の幅員証明を出します。

狭あい道路等拡幅整備事業

▶道路下水道課管理・交通安全対策係

前面道路が幅員4m未満の狭い市道の場合、建築基準法等により建築を制限される土地部分について、一定の要件を満たしていれば、道路として使用できるように整備しますので、管理・交通安全対策係へ協議を申し出てください。

道路の保全

▶道路下水道課道路係

道路舗装の補修、防護柵などの施設の破損、街路樹・反射鏡の故障・破損などの危険箇所を発見した場合には、道路係へ情報提供をお願いします。また、「My City Report for Citizens (MCR市民投稿アプリ)」という道路を管理するためのスマートフォンアプリでも簡単に通報できるので、ご利用ください。



App Store



Google Play

交通災害共済制度（ちょこっと共済）

▶道路下水道課管理・交通安全対策係

交通事故にあい治療を受けた会員の方が見舞金を受けられる、東京都の全市町村が共同で実施する公的な制度です。

加入できる方	福生市に住民登録のある方
会費	Aコース年額 1,000 円、Bコース年額 500 円があります。小・中学生は公費負担でBコースに加入しますが、Aコースへの追加加入もできます。
加入申込み	市内の金融機関（ゆうちょ銀行は除く。）の支店、市役所内の指定金融機関派出所でお申込みできます。 インターネット上からの「ネット申込」も利用できます。詳細はちょこっと共済のホームページを御確認ください。 ちょこっと共済ホームページ https://chokottokyosai.jp/



■交通災害共済見舞金

等級	交通災害の程度	Aコース	Bコース
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上	34万円	17万円
4等級	入院日数10日以上30日未満 または実治療日数30日以上 の傷害	14万円	7万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満 の傷害	8万円	4万円
6等級	実治療日数10日未満の傷害	4万円	2万円

公的賃貸住宅案内

▶まちづくり計画課住宅係

いずれの募集も、時期や内容が変更になる場合もあります。また、申込者についての資格がありますので事前にお確かめください。

■福生市内の公的賃貸住宅案内

いずれの募集も、時期や内容が変更になる場合があります。また、申込者の資格がありますので事前にお確かめください。

種類	募集時期・募集予定		申込用紙配布場所	備考
市営住宅 都市建設部 まちづくり計画課 住宅係	【抽選方法】空き部屋募集 ※おおむね半年に1回募集 ・一般住宅（2人以上世帯用）※単身者不可 ・高齢等対応住宅（単身者用・2人世帯用） ・高齢者住宅（単身者用・2人世帯用）		福生市役所 募集・配布期間は「広報ふっさ」でお知らせします。	市内に1年以上居住または市内同一勤務場所に3年以上正規雇用
都営住宅 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894 テレホンサービス TEL 03-6418-5571 ホームページ https://www.to-kousya.or.jp/	5月上旬 ・ 11月上旬	【抽選方式】 ・一般住宅 ・定期使用住宅（若年ファミリー、多子世帯向） ・若年ファミリー向	東京都内の区・市役所 町・村役場 東京都住宅供給公社 都庁案内所 ※募集時期は「広報東京都」に掲載されます。 （月末の新聞の折込広告に入っています）。 ※都営住宅の募集・管理は東京都住宅供給公社が行っています。	都内に居住 ※定期募集のほか、毎月募集、随時募集なども行っています。
	8月上旬 ・ 2月上旬	【ポイント方式】 ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い世帯、車いす使用者世帯用向 【抽選方式】 ・単身者向（60歳以上等） ・単身者用車いす使用者用向 ・高齢者集合住宅（単身者向、2人世帯向）		都内に3年以上居住 ※ポイント方式…現在住んでいる住居の広さ、家賃、設備等により住宅困窮度を判定し、困窮度の高い順に登録、あっせんするものです。
公社住宅 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター TEL 03-3409-2244 ホームページ https://www.to-kousya.or.jp/	一般 賃貸住宅	先着順受付 ※新築の場合は抽選	立川窓口センター 立川市曙町 2-34-7 ファーレイストビル 3階 （JR立川駅北口徒歩7分） 午前9時～午後6時 定休日：土・日・祝日	【市内の公社住宅】 ・熊川住宅（熊川95） ・加美平住宅（加美平4-1） ※いずれもエレベーター無
UR賃貸住宅 独立行政法人都市再生機構 TEL 0120-411-363 ホームページ https://www.ur-net.go.jp/	一般 賃貸住宅	先着順受付 ※新築の場合は抽選	UR立川営業センター 立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル 5階 （JR立川駅北口徒歩3分） TEL 042-526-5201 午前9時30分～午後6時 定休日：水曜日、年末年始	【市内のUR賃貸住宅】 ・福生団地（南田園2-7外） ※一部エレベーター有ほか
	高齢者優良 賃貸住宅	一部の住宅は抽選		【近郊】 羽村団地

協働・市民活動・男女 共同参画の推進

協働の推進

▶協働推進課協働推進・男女平等推進担当

協働とは、市と市民（活動団体）等が公益的活動において、それぞれの特性を活かし、対等な立場で共通の目的に向かって協力をすることです。

市は、市民活動の活性化を図るため、市民の皆さんが活動しやすい環境の整備を行い、活力あるまちづくりを進めていきます。

■輝き市民サポートセンター

市民活動を支援する拠点施設で、交流と協働の場、情報交換の場として、市内で市民活動を行う方、市民活動に興味ある方ならどなたでもご利用になれます。会議室や交流スペース、印刷機・コピー機（有料）、パソコン等を備えています。講座の開催のほか、市民活動に関する相談を行っています。

開館時間	午前 10 時～午後 10 時 ※月曜日、年末年始、七夕まつり期間休館
場 所	福生駅隣接プチギャラリー4 階

■市政出前講座

市民の皆さんが開催する学習会や催しの場に職員が伺い、暮らしに役立つ情報など、市政情報について、もっとよく知っていただくための講座です。

メニューの内容・申込方法は市内の公共施設にあるメニュー集または市ホームページをご覧ください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/environment/cityplan/1002143.html>

■市民活動災害補償制度

市民の皆さんが安心して公益的な市民活動に参加できるよう、市民活動中の事故による傷害や賠償責任を補償する制度です。事前の申込みは不要です。

※事故が起きたらすぐに協働推進課へお知らせください。

町会・自治会

▶協働推進課協働推進・男女平等推進担当

町会・自治会は、地域に住む方たちが親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、支え合い助け合いながら、より住みやすい豊かな地域づくりのために活動している自主的に組織された任意団体です。

市内には32の町会・自治会があります。

- 文化・教養・レクリエーション活動
- 自主防災活動
- 防犯・交通安全活動
- 福祉活動
- 環境美化活動
- 広報活動 など

〈町会・自治会に加入しましょう〉

地域に住む方たちが互いに支え合い、気軽に協力できる温かい人間関係が育まれ、高齢者や子どもたちの見守りなど、地域の犯罪や事故を未然に防ぐことにつながります。また、災害のときなどには、安否の確認や素早い対応にも役立ちます。

〈町会・自治会に加入するには〉

お近くの隣組長か町会・自治会長にお申し出ください。詳しくは協働推進課へお問い合わせください。

（下図の「町会・自治会区域略図」を参照）

市ホームページ「町会・自治会加入の入力フォーム」からも申込できます。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/environment/community/1002152.html>

男女共同参画

▶協働推進課協働推進・男女平等推進担当

市では男女共同参画社会の形成に向けて、市民編集員とともに男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を作成・発行しています。



仕事

仕事を探す

市内や近隣の市町村にある会社に就職したい、コンビニ等でパートをしたい、これまでのキャリアをいかして地域のために働きたい、こんなときはお気軽にご相談ください。

■ハローワーク

求人、求職の申込みを受け、常用、パートタイム等の職業紹介や職業訓練校への入学のあっせん及び失業給付に関する職務を行っています。

■ハローワーク青梅・出張就職相談

ハローワーク青梅の経験豊富な職員による職業相談・職業紹介や、多数の求人検索等のサービスが福生市で受けられます。

日 時	原則毎月第三水曜日 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
場 所	広報またはホームページをご確認ください。

※開催日等の詳細については、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/others/job/1002965.html>

▶ハローワーク青梅 青梅市東青梅3-12-16
TEL 0428-24-8609

▶あきる野ハローワーク求人情報コーナー
あきる野市役所別館3階 TEL 042-550-0458

▶瑞穂ハローワーク求人情報コーナー
瑞穂町役場庁舎3階 TEL 042-568-5141

■東京しごとセンター多摩

一人ひとりの適性や状況を踏まえた就業相談やカウンセリング、セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援サービスを提供しています。ご利用はすべて無料です。

就職情報コーナー	インターネットを活用した求人情報の検索のほか、パソコンによる履歴書等の作成ができます。
----------	---

▶東京しごとセンター多摩
立川市柴崎町三丁目9番2号
立川駅南口東京都・立川市合同施設3階
TEL 042-526-4510

知識・技術を身につける

▶東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
TEL 03-5320-4715

職業に必要な知識・技術を身につけるための職業訓練施設です。普通課程の有料科目と、短期課程、高年齢者、知的障害者の無料科目のコースがあります。

経済的な理由があるときは、授業料の減免措置があります。詳しくは、職業能力開発センターへお問い合わせください。

■東京都職業能力開発センター（抜粋）

多摩職業能力開発センター
昭島市東町3-6-33 TEL 042-500-8700
同センター 八王子校
八王子市台町1-11-1 TEL 042-622-8201
同センター 府中校
府中市南町4-37-2 TEL 042-367-8201

■東京障害者職業能力開発校

小平市小川西町2-34-1 TEL 042-341-1411

■東京しごと財団障害者就業支援課

千代田区飯田橋3-10-3 TEL 03-5211-2681

事業のことで困ったら

▶福生市商工会 TEL 551-2927

“活力ある企業づくり、応援します”

経営の相談や融資のことでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

■福生市中小企業振興資金融資制度、福生市小口零細企業資金融資制度

▶シティセールス推進課産業活性化グループ

市内で事業を営む方に融資のあっせんを行います。保証人は必要ありませんが、保証協会の保証が必要です。

「利子の一部」と「保証協会の保証料の2分の1（開業資金の場合は全額）」を市で負担します。

融資限度額	運転資金	1,000万円
	設備資金	1,200万円
	開業資金	1,000万円
	借換資金	借換前の各資金の融資の限度額をそれぞれ超えることができない。
申込先	取扱い金融機関	

取扱い金融機関

金融機関名		電話番号
りそな銀行	福生支店	042-551-1021
三菱UFJ銀行	立川支店	042-524-4121
三井住友銀行	福生支店	042-552-3111
東日本銀行	府中支店拝島出張所	042-553-1461
山梨中央銀行	羽村支店	042-555-2111
西武信用金庫	福生支店	042-551-1211
西武信用金庫	牛浜支店	042-552-6611
西武信用金庫	拝島支店	042-541-1120
青梅信用金庫	福生支店	042-551-0111
青梅信用金庫	羽村支店	042-555-3211
多摩信用金庫	福生支店	042-553-6111
多摩信用金庫	拝島支店	042-552-2311
飯能信用金庫	青梅東支店	0428-32-7383
大東京信用組合	福生支店	042-553-0611
西多摩農業協同組合	福生支店	042-553-0355

■小規模事業者経営改善資金貸付（マル経融資）

▶福生市商工会 TEL 551-2927

商工会の経営指導を6か月以上受けている方で経営改善を図るために必要な事業資金を日本政策金融公庫から融資される制度です。市では利子の一部補助も行っております。融資の条件や利率、限度額など詳細は商工会へお問い合わせください。

■事業承継個別相談

▶シティセールス推進課産業活性化グループ

市内の中小企業・個人事業主の方を対象として、国が運営する東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センターの専門相談員による事業承継に関する無料相談会を実施しています。

※開催日時等の詳細については、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/enterprise/industry/community/1018633.html>

消費生活

消費者相談

■福生市消費者相談室

契約トラブル、悪質商法、商品の苦情や欠陥、多重債務など消費生活において、「おかしいな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず消費者相談へ。専門の相談員が解決へのアドバイスをします。

相談日時	毎週月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前 10 時～正午、午後 1 時～4 時 TEL 551-1699
場 所	もくせい会館 1 階 消費者相談室

■東京都消費生活総合センター

相談日時	月～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 TEL 03-3235-1155
------	---

■消費者ホットライン

音声ガイドによる最寄りの相談窓口の案内ダイヤルです。
TEL 188

■（社）全国消費生活相談員協会

土・日曜日に商品やサービスなど、消費生活全般に関する苦情や問い合わせに助言や情報提供をいたします。

相談日時	土・日曜日（年末年始を除く。） 午前 10 時～正午、午後 1 時～4 時 TEL 03-5614-0189
------	--

■（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会

日曜日に消費者相談を電話で受け付けています。商品やサービス、契約にかかわるトラブルや疑問などに助言や情報提供をいたします。

相談日時	日曜日（年末年始を除く。） 午前 11 時～午後 4 時 TEL 03-6450-6631
------	---

クーリング・オフ制度について

▶消費者相談室 TEL 551-1699

▶東京都消費生活総合センター TEL 03-3235-1155

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した商品を一定条件のもとであれば消費者から一方的に解約できる制度です。詳しくは、消費者相談室へお問い合わせください。

市内フリーマーケット

家庭のすみで眠っている贈答品や衣類、家庭雑貨など不用になった物を出品しませんか。

名称	フレンドシップパーク フリーマーケット
実施日	毎月第二日曜日（随時追加開催あり）
場所	フレンドシップパーク 福生市福生 2351-11
問合せ	福生武蔵野商店街振興組合 担当：広川（BIG MAMA） TEL 513-7897 福生アメリカンハウス （金・土・日曜日のみ） TEL 513-0432

自転車駐車場マップ

▶道路下水道課管理・交通安全対策係

◎放置禁止区域内に放置された自転車は撤去します。

駅周辺半径約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。駅周辺に放置された自転車は、緊急車両の通行に支障をきたしたり、歩行者、特に高齢者や車いす利用者の通行を妨げ、大変危険です。このため市では、条例に基づき、自転車等放置禁止区域内に2時間以上放置された自転車等を撤去します。撤去された自転車の引き取りは福生市自転車保管場所へおいでください。

◎自転車駐車場をご利用ください。

福生市の自転車駐車場には、一時使用と定期使用があります。

■一時使用

「一時使用」は、1日単位でご利用できます。125cc以下のバイクもご利用できます。（ただし、福生駅東口地下自転車駐車場は50cc以下）

■定期使用

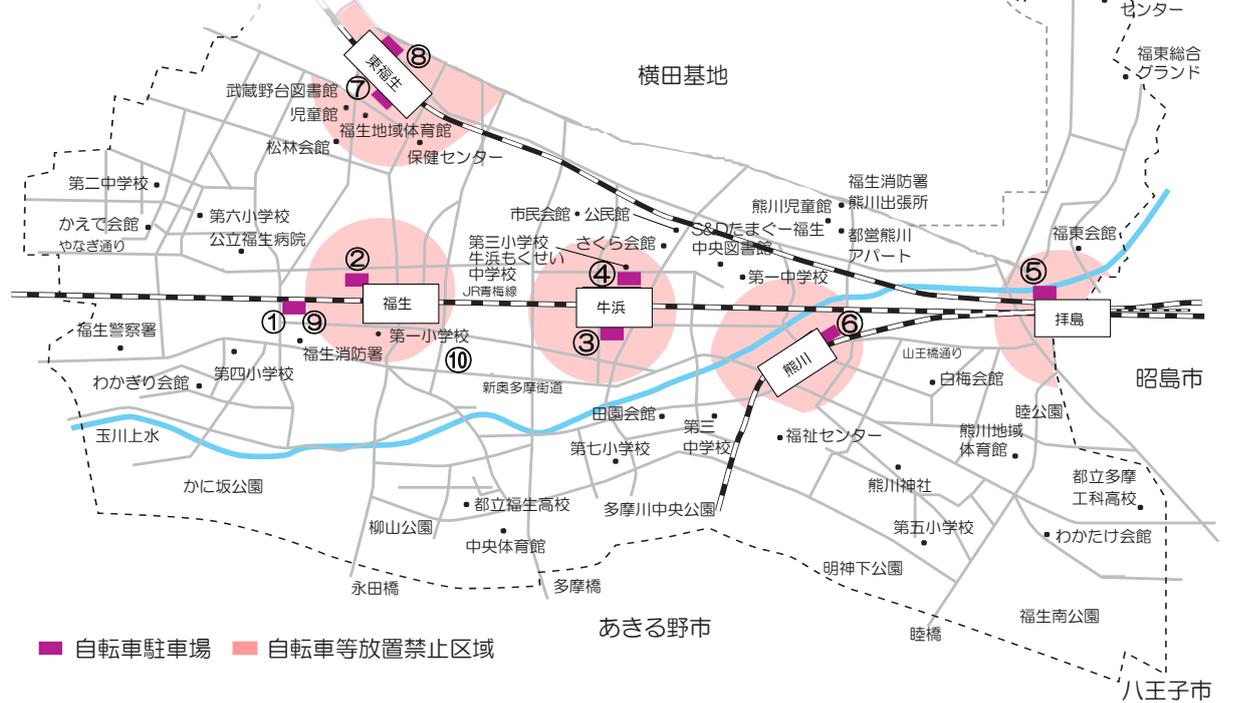
「定期使用」は、1月単位でご利用できます。手続きの場所は、利用される自転車駐車場により異なりますので、定期の手続き場所をご確認のうえ、利用開始月の前月20日から末日までの間の管理人常駐時間内に手続きをしてください。

■使用料の免除

身体障害者手帳・愛の手帳・その他の療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、福生市児童育成手当受給世帯の方は、使用料の免除（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、福生市児童育成手当受給世帯の方は定期使用のみ免除）を受けられます。

一時使用の場合は自転車駐車場の手帳を提示してください。定期使用の場合は手帳もしくは証書を持参のうえ、定期の手続きの際申請をしてください。

- ① 福生駅西口自転車駐車場
- ② 福生駅東口地下自転車駐車場
- ③ 牛浜駅西口自転車駐車場
- ④ 牛浜駅東口自転車駐車場
- ⑤ 拝島駅北口自転車駐車場
- ⑥ 熊川駅東自転車駐車場
- ⑦ 東福生駅西口自転車駐車場
- ⑧ 東福生駅東口自転車駐車場
- ⑨ 福生市自転車保管場所
- ⑩ 福生市営福生駅西口駐車場



① 福生駅西口自転車駐車場

所在地	福生977-20
利用時間	24時間
利用台数	自転車192台 バイク(125cc以下)35台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	福生駅東口地下自転車駐車場

② 福生駅東口地下自転車駐車場

所在地	東町5-1 TEL 530-8285
利用時間	午前4時30分～午前1時30分(21時間)
利用台数	自転車2,091台 バイク(50cc以下)145台
管理人常駐時間	午前6時～午後9時30分

③ 牛浜駅西口自転車駐車場

所在地	牛浜58-1 TEL 530-8261
利用時間	24時間
利用台数	自転車392台 バイク(125cc以下)66台
管理人常駐時間	午前6時30分～10時30分 午後4時～8時

④ 牛浜駅東口自転車駐車場

所在地	牛浜148-4
利用時間	24時間
利用台数	自転車463台 バイク(125cc以下)28台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	牛浜駅西口自転車駐車場

⑤ 拝島駅北口自転車駐車場

所在地	熊川1398-1 TEL 530-7902
利用時間	24時間
利用台数	自転車266台 バイク(125cc以下)42台
管理人常駐時間	午前6時30分～10時30分 午後4時～8時

⑥ 熊川駅東自転車駐車場

所在地	熊川798-1
利用時間	24時間
利用台数	自転車32台 バイク(125cc以下)8台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	牛浜駅西口自転車駐車場

⑦ 東福生駅西口自転車駐車場

所在地	福生2153-3
利用時間	24時間
利用台数	自転車231台 バイク(125cc)10台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	福生駅東口地下自転車駐車場

⑧ 東福生駅東口自転車駐車場

所在地	福生2051-1
利用時間	24時間
利用台数	定期利用のみ自転車27台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	福生駅東口地下自転車駐車場

⑨ 福生市自転車保管場所 (福生駅西口自転車駐車場内に併設)

所在地	福生977-20
受付時間	午前9時～午後6時 (日・祝日、年末年始を除く。)

⑩ 福生市営福生駅西口駐車場

所在地	本町92-1
利用時間	24時間(一時使用 ゲート式)
利用台数	自動車23台(軽自動車4台含む。)
問合せ先	福生市商工会 TEL 551-2927

※管理人は日・祝日、年末年始は不在となりますので、手続きの際はご注意ください(ただし、福生駅東口地下自転車駐車場を除く。)